

令和2年第6回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和2年8月27日(木)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言15時20分 閉会宣言16時20分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	岸本幸雄	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

5. 欠席者は次のとおりです。

無し

6. 遅刻者は次のとおりです。

無し

7. 早退者は次のとおりです。

無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	原田賢一	生涯学習課参与	三浦厚
学校教育G総括主査	土井泰宣	学校教育G主任	熊谷駿佑
学校教育G主事	中川広樹		

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第25号	令和3年度から使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について
議案第26号	令和元年度清里町教育委員会点検・評価報告書について

10. 議事の経過
別紙

第6回清里町教育委員会会議 議事録

令和2年8月27日(木)

議 長	<p>ただいまから、令和2年 第6回 清里町教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、福田委員 と 高見委員 を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第25号 令和3年度から使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただ今上程されました、議案第25号「令和3年度から使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択」について提案理由の説明を致します。</p> <p>教科用図書の採択につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定により、清里町において令和3年度に使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について、教育委員会の議決を求めるものです。</p> <p>採択地区市町村教育委員会では、都道府県教育委員会からの指導等を受けて、各教科書の内容を調査・研究し、選定委員会を経て、1教科につき1種類の教科書を採択いたします。</p> <p>採択地区の設定については、別添資料の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条で、都道府県教育委員会が採択地区を設定することとなっております。</p> <p>本町につきましては、オホーツク管内の市町村で構成する第9地区教科用図書採択教育委員会協議会に所属しております。</p> <p>教科用図書の採択につきましては、法律第13条の4項に基づき、採択地区が2以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、地区内で同じ教科書を採択しなければならないと定められております。</p> <p>また、同法第14条において、政令で定める期間として、原則4年間は、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択することと定められており、小学校では令和元年度に採択された教科書を令和2年度から使用しており、令和3年度も同じものになります。</p> <p>中学校では平成27年度に採択された教科書を平成28年度から使用しておりましたが、令和3年度から新しい学習指導要領による指導が開始</p>

	<p>されることから、教科書も新たなものを採択することとなります。それでは、議案書をおめくりいただき、別紙をごらんください。</p> <p>令和3年度から使用する教科用図書について、1が小学校、2が中学校、次のページの3が小中学校の特別支援学級で使用するものとして、採択する教科書です。</p> <p>それぞれ、教科名の下に発行者名を略称で記載しております。正式名称は、下の注意書きのとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小学校については、今年と同じ教科書になります。 2. 中学校については、今年度とはかわり、新たな教科書を採択することとなります。 3. 特別支援学級で使用する教科書については、昨年まで採択されていた教科用図書(一般図書)に、記載の図書が新たに加えられております。 <p>第9地区におきましては、記載の図書が採択されておりますので、本町におきましても同様に、小学校においては昨年と同様のもの、中学校においては新たに選定したもの、特別支援学級については昨年まで採択されていた図書に新たに選定した図書を加えたものについて、採択することとなりますので宜しくお願いいたします。</p> <p>なお、教科書採択の方法並びに第9地区採択協議会の協議結果をお手元にお配りしておりますのでご覧ください。</p> <p>以上で、議案第25号の提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第25号 令和3年度から使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第25号 令和3年度から使用する小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択について は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第26号 令和元年度清里町教育委員会点検・評価報告書について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>ただ今上程されました、議案第26号「令和元年度清里町教育委員会点検・評価報告書」について提案理由の説明を致します。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限の属する事務の管理及び執行の状況に関する点検報告書を作成し、議会に提出し、公表することと定められております。</p>

それでは、別冊資料に基づき、説明いたします。

1 Pの1、はじめにの(1)は本報告書の趣旨でありまして、教育行政の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果を議会に提出し、公表することが義務付けられたことから、報告書を作成し、公表するという内容であります。(2)点検評価の対象は、令和元年度清里町教育行政執行方針に掲げている主な事業について行うものです。(3)点検・評価の流れにつきましては、「教育委員会会議の活動状況」等について点検するとともに、令和元年度の教育委員会の主な事業について点検・評価した結果について、客観性を確保するために学識を有するものからの意見聴取しております。

なお、1 Pの下に、根拠となる法律の抜粋を四角の枠内に掲載しております。

2 Pからは教育委員会の活動状況で、2の(1)教育委員会会議の開催状況及び審議状況について4月25日から4 P、3月26日まで、教育委員会会議が計8回、教育委員会協議会が計11回開催されております。

5 Pの(2)は教育委員会会議の項目別点検でありまして、項目ごとの件数をまとめております。

付議された案件のうち、報告事項とその他を除きまして、件数が最も多かったのは、規則その他規程の制定及び改廃に関することが15件、学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることが14件、続いて、法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)に関することが8件、教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関することが6件などとなっております。

6 Pの(3)は、教育委員の皆様、教育委員会会議及び協議会以外の活動状況でありまして、町内小中高校の入学式、卒業式をはじめとする各種行事、及び町内各関係団体等の行事、各種研修会、総合教育会議への出席など、合計で13件の行事等へ参加されております。

(4)は、教育委員会関連委員会の活動状況を記載しておりまして、①清里町社会教育委員兼生涯学習総合センター運営審議会が3回、②スポーツ推進委員会は会議開催が9回、書面協議が1回、わんぱくジュニアクラブをはじめとする事業実施が9回、8 Pの③給食運営協議会が1回、④教育支援委員会が2回、⑤特別支援教育連携協議会が1回、⑥清里高等学校支援連携会議が2回、⑦小中高連携推進協議会が1回、⑧総合教育会議が1回、9 Pの⑨学校運営協議会が3回(うち1回は書面協議)開催されるなどの活動が行われております。

10 Pからは、令和元年度清里町教育行政執行方針に基づく事業の内容・成果さらに事業の点検結果について記載しております。(1)の総評に記載のとおり、令和元年度事業につきましては、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、概ね予定していた事業を実施しております。

(2)の事業の点検につきましては、10 P～15 Pまでが学校教育の推進についてで、①幼児教育の振興、②小中学校教育の充実、15 P

ージ③高等学校教育の振興について、事業ごとに目的、取組実績、成果等を記載しております。

16Pからは社会教育の推進について、①子どもの自立を支援し、社会性を培う幼少年教育の充実が「子育てを考えるつどい」から、20Pの「ひよっこクラブ」まで、②生きがいと活力あるまちを創造する生涯学習の推進が20Pの「清里みらい塾」から、24Pの「図書館システムの運営管理」まで、③健康で心豊かな生活を実現する生涯スポーツの推進についてが25Pの「さわやか健康講座」から、26Pの「スポーツ合宿等誘致」まで、④まなびの輪を広げるための学習環境の整備が28P、子どもの豊かな心を育む読書環境の充実が29Pとなっており、項目ごとに目的、取組実績、成果等を記載しておりますが、項目ごとの説明は省略させていただきます。

30Pからは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づく外部評価として、8月24日に、元北海道清里高等学校長の藤森忠雄氏に、意見を聴取し、総合評価を行っていただいた内容を記載しております。

(3) 主な意見といたしましては、①教育委員会活動については、「教育を取巻く環境変化に対応し、迅速に審議され、その機能を果たしている」また、「教育委員会会議以外の各種行事や研修、学校視察等を通じ教育の実態把握に努めている」、さらに、「総合教育会議を通じて町長と教育委員が本町の教育課題や目指すべき姿を共有し、効果的に教育行政が推進されている」などの意見をいただいております。

②点検・評価報告書については、「事業実施にあたり教育委員会会議等での意見を取り入れたなか実施されており、次年度の取組みに向けた自己評価がなされている」とされています。

学校教育においては、「私立幼稚園に対する支援や教育課程実施に必要な教材等の計画的整備、学校施設の中長期的な維持管理についての計画策定、教育支援専門員や特別支援教育支援員などの専門職員の配置によるきめ細かな指導・相談体制が図られていること」「特色ある学校づくり交付金の活用・学習サポート教室の実施などの生きる力を育む取り組み」「登下校を見守る防犯カメラの設置」などが行われており、引き続きこれら事業の推進とそのための環境整備を行うとともに、コミュニティ・スクールの効果的な活用などにも期待するといった意見をいただきました。

また、清里高校に対する支援については、どのような支援が真に子どもたちのためになるのか、目標と目的を明確に持って対応すべきという意見をいただいております。

社会教育においては、きよさと子ども塾において様々な学習の機会が提供されているが、音楽や美術など、さらに幅広い体験活動が実施されること、清里ならではの教育メニューの構築や、より実践的な学習が推進されることを期待するといった意見をいただきました。また、読書活動については、図書館において蔵書の充実が図られ様々な事業展開されているが、合わせて子どもたちが活字に触れ合う機会の継続的な提供を

	<p>期待する、生涯スポーツについては、健康増進や予防的観点を主眼に置いた各種運動教室等が幅広く積極的に行われており、今後も計画的な施設の整備を行いながら町民の健康づくりに寄与する活動の展開を期待する旨の意見をいただきました。</p> <p>(4) 総合評価としましては、柔軟かつ積極的な教育行政の推進と、教育委員会組織の活性化に向けた一層の努力や、事業の取組の充実、見直しを図るなど、施策の目的・目標の達成に向けて適切に取り組んでいただきたい、というものでございます。</p> <p>33Pからは参考として、令和元年度清里町教育行政執行方針を添付しております。</p> <p>なお、この点検評価報告書は、このあと、9月定例町議会に提出し、併せて、清里町のホームページに掲載し、町民に公表するものであります。</p> <p>以上で、議案第26号の提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>議案第26号 令和元年度清里町教育委員会点検・評価報告書について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第26号 令和元年度清里町教育委員会点検・評価報告書については、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>本会議に付された案件は、以上で終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉会いたします。</p>